



2026年1月23日

各 位

会社名 株式会社串カツ田中ホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 貫 啓二
(コード番号: 3547 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部長 岩本一将
(TEL. 03-5449-6410)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月23日開催の取締役会において、下記の通り「商号の変更」及び「定款の一部変更」について、2026年2月26日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 商号変更理由

グループの再編及びブランド価値向上を目的とするものであります。

(2) 新商号

株式会社ユニシアホールディングス (UNISIA HOLDINGS CO.)

(3) 変更予定日

2026年3月1日

※ 本商号変更は、2026年2月26日開催予定の第24回定時株主総会において、議案「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

なお、新商号に込めた想いや今後の事業戦略の詳細につきましては、当該定時株主総会における承認後、改めて公表する予定です。

2. 商号の変更に係る定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 商号の変更について」に記載のとおり、当社の商号を「株式会社ユニシアホールディングス」に変更することに伴い、当社定款第1条を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社串カツ田中ホールディングス</u> と称する。 英文では <u>KUSHIKATSU TANAKA HOLDINGS CO.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社ユニシアホールディングス</u> と称する。 英文では、 <u>UNISIA HOLDINGS CO.</u> と表示する。
(新設)	<u>附則</u> 第1条 定款第1条の変更は、2026年3月1日付で効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年2月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年3月1日（予定）

3. ウェブサイトの企画、設計、制作、運営及び保守事業の事業目的の追加に係る定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

デジタルマーケティング領域におけるサービス拡充及びクリエイティブ分野への事業展開

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当会社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1. ~ 7. (条文省略) (新設) 8. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~ 7. (現行どおり) 8. ウェブサイトの企画、設計、制作、運営及び保守 9. (現行どおり)

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年2月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年2月26日（予定）

4. 機関設置の整理・明確化に係る定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

現行の体制に合わせて、企画設置に関する条文の整理・明確化を目的とするものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (新設)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人

※ なお、第4条（機関）以外の条文におきまして、監査役会及び会計監査人の職務、選任、報酬等に関する詳細な規定が既に明文化されており、実態としてのガバナンス体制に変更はございません。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年2月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年2月26日（予定）

5. 取締役の員数の変更に係る定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

今後の事業領域の拡大及び経営体制の強化に伴い、機動的な経営判断を可能にするとともに、経営の監督機能を一層充実させるため、取締役の員数の上限を現行の8名以内から10名以内に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	(員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年2月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年2月26日（予定）

以上